

企画競争説明書

業務名称：モザンビーク国ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト

公示番号：19a01186

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月11日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおりに
- (3) 適用される契約約款難型：

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- (4) 契約履行期間（予定）：2020年5月 ～ 2025年5月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年5月 ～ 2022年5月

第Ⅱ／Ⅱ期：2022年5月 ～ 2025年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年3月18日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年3月23日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年4月3日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

該当する項目は有りません。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) MZN1 =1.70558 円

b) US\$1 =110.035 円

c) EUR1 =120.104 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/回廊地域開発
- b) インフラ開発
- c) 研修/能力開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 **24.49** M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点

100%以上	0点
--------	----

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年4月24日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達部契約第一課 (prtml@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3年間の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後10営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は

無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：国土・地域開発に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/回廊地域開発

➤ インフラ開発

➤ 研修/能力開発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/回廊地域開発）】

a) 類似業務経験の分野：回廊地域開発に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク国及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【インフラ開発】

a) 類似業務経験の分野：インフラ開発に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク国及び全途上国

c) 語学能力：語学評価せず

【研修/能力開発】

a) 類似業務経験の分野：研修/能力開発に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク国及び全途上国

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/回廊地域開発</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(8)
ア) 類似業務の経験		3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		1
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	5	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>インフラ開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>研修/能力開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：4月9日（木） 14：00～17：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

モザンビーク北部からマラウイ、ザンビアに至るナカラ回廊地域は、内戦等の影響でこれまで開発が遅れてきた地域であるが、テテ州の原料炭、カーボデルガード州ロブマの天然ガス等の天然資源開発、ナンプラ州及びニアッサ州、ザンベジア州における農林業開発、天然の良港であるナカラ港のポテンシャルを基軸とした開発・産業振興が強く期待され、既に民間ベースの投資活動も活発化してきている。

しかしモザンビーク国政府は、同回廊を含む北部地域に対する包括的な開発計画を有しておらず、開発の規範がない大規模な海外からの民間投資事業が、鉱物資源産業を中心として局所的に開発をけん引している状態であった。その結果、産業開発とインフラ開発の連関が確立されないだけでなく、十分な法的規制もないままに無秩序な開発が進み、外国資本による資源、労働力、土地の収奪及び環境破壊が残されるといったリスクも懸念される状況であった。

このため、広大な地域にまたがる公共事業を含む多様なプロジェクトについて、その背景となる地域の現状を踏まえ、相互の連関や影響の有無、更なる開発ポテンシャルやリスクの潜在性、制約要因等を把握することが、同回廊においてより適切な開発を促し、投資促進につながるという認識から、モザンビーク政府は我が国に対し開発計画調査型技術協力の要請を行った。

これを受け、我が国は2012年3月より「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」を実施した。同プロジェクトを通じて策定された「ナカラ回廊経済開発戦略(PEDEC-Nacala)」は、モザンビーク北部5州(カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンプラ州及びザンベジア州北部7郡)を対象とする広範な地域の2035年までの包括的な開発戦略として位置付けられ、モザンビーク国政府の閣議にて、2016年11月に承認された。

モザンビーク国政府は、同ナカラ回廊経済開発戦略の実施機関の設立と強化のために、日本からの継続した支援を必要としたため、日本政府はこれに応じ、2015年11月から専門家チームを派遣し、「ナカラ回廊開発促進支援(PEDEC-Nacala Promotion)」が2018年2月まで実施された。この間、PEDEC-Nacala策定の実施機関であった経済特区開発庁(GAZEDA)を傘下に置く旧企画開発省が財務省と統合して経済財務省が発足し、続いて2016年12月には、閣議決定によりGAZEDA、投資促進庁(CPI)、輸出促進機構(IPEX)が合併し商工省の下部組織として新たに投資輸出促進庁(APIEX)が設立された。2018年1月、PEDEC-Nacala Promotionの支援の結果、商工大臣はAPIEX内にPEDEC-Nacala実施促進のための技術実施ユニット(UTI-PEDEC)を設立すること及び、そのUTI-PEDECが中心となり他機関の調整を行うべくセクター間委員会を設置する商工省令に署名した。本商工省令では、モザンビーク国開発行政の中心を経済財政省(MEF)として、各ライン・セクター省庁からMEFに計画・予算案を提出し、モザンビーク国全体で計画・調整、予算策定を行う既存の枠組みを前提としつつ、ナカラ回廊地域における開発促進のために、UTI-PEDEC及びセクター間委員会が中心となって、同地域の開発促進を目的として、州とセクターを交えた(inter sectorial)調整を行うことが意図されている。(下図-UTI-PEDEC及びセクター間委員会の組織図を参照)

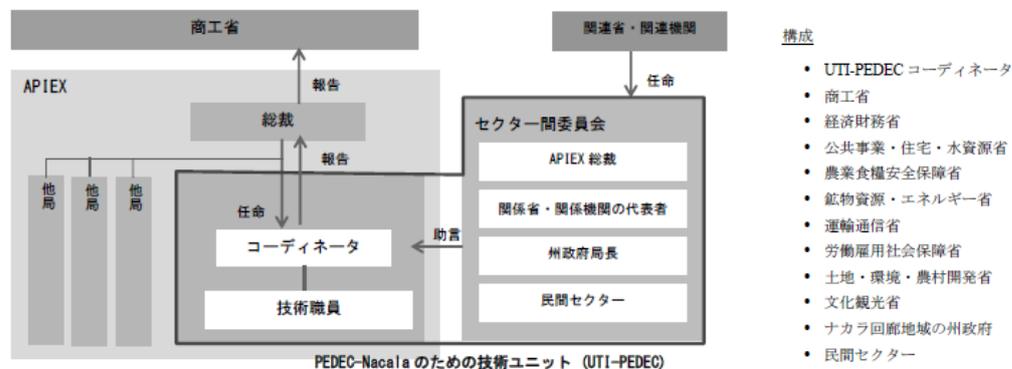
しかしながら、①PEDEC-Nacala策定時点の実施機関であるGAZEDAを含む組織改編の過程で、当時のモザンビーク政府内の関係者の交代により、同PEDEC-Nacalaに対する認識が低下してきていること、②非開示債務問題に端を発し、ドナーからの資金供与や民間からの投資を受けることが難しくなっていること、③UTI-PEDEC及びセクター

間委員会は設立して間もなく、体制が十分に整っていないことが原因となり、現状 UTI-PEDECの活動は、セクター間委員会の2度の開催（2017年、2018年）に止まり、PEDEC-Nacalaの調整機能の欠如が顕在化している。これらにAPIEXが単独で取り組むには限界があり、関連するステークホルダーを調整し、戦略を実施していくための UTI-PEDECの体制整備及び能力開発に関する支援が必要である。

係る状況下、モザンビーク政府より日本政府に対し、ナカラ回廊経済開発戦略の実施促進と関係機関の調整のための能力開発のために、本技術協力プロジェクトの要請がなされた。

これに応じ、JICAはAPIEXおよびUTI-PEDECに対し、本業務の派遣開始予定である2020年5月より5年にわたり「ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト」（本プロジェクト）を実施予定であり、それに先立ち2019年11月に詳細計画策定調査を実施、同年12月に協力枠組みを定めた基本合意文書（R/D）に署名を行った。

UTI-PEDEC及びセクター間委員会の組織図



（ナカラ回廊開発促進支援【有償勸定技術支援】ファイナルレポートより）

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト

（2）上位目標

PEDEC-Nacalaの優先プロジェクト及び関連活動の実施が加速された結果、社会経済的効果が生まれる。

（3）プロジェクト目標

PEDEC-Nacalaの優先プロジェクトの実施が調整され、促進される。

（4）期待される成果

成果1) PEDEC-Nacalaの実施を促進し調整するためのUTI-PEDEC、及びセクター間委員会の体制が制度的に設立され強化される。

成果2) 実施のための活動を通じてPEDEC-Nacala のためのUTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上する。

成果3) PEDEC-Nacalaの実施を促進するため、実現可能な資金調達メカニズムが明らかになる。

成果4) 調整機能強化のための人材育成研修制度がつくられ、UTI-PEDECの中に定着する。

（5）活動の概要

1) PEDEC-Nacalaの実施を促進し調整するためのUTI-PEDEC、及びセクター間委員会の体制が制度的に設立され強化される。

- 1-1. UTI-PEDECの体制強化（要員計画を含む）を計画し実施する。
- 1-2. UTI-PEDECの運営予算を確保する。
- 1-3. セクター間委員会を設立し継続的に開催する。
- 1-4. PEDEC-Nacala実施に関わる他の調整機関との協働をする。
- 2) 実施のための活動を通じてPEDEC-Nacala のためのUTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上する。
 - 2-1. PEDEC-Nacalaのレビューと必要に応じてアップデートをする。
 - 2-2. 優先プロジェクトをレビューし選定する。
 - 2-3. F/S（実行可能性調査）を実施または監理する。
 - 2-4. PEDEC-Nacalaのプレゼンスを高めるような広報及び促進活動をする。
 - 2-5. 各プロジェクトの進捗と対象地における社会・経済指標を概観するモニタリングを継続的に実施する。
- 3) PEDEC-Nacalaの実施を促進するため、実現可能な資金調達メカニズムが明らかになる。
 - 3-1. 開発戦略の実施のための個別案件に対しての資金源に係る調査を実施する。
 - 3-2. 個別案件に対しての資金調達に係る提案書の作成とともに資金調達の活動を行い、資金源を特定する。
 - 3-3. 資金調達メカニズムに係る提案書を作成する。
- 4) 調整機能強化のための人材育成研修制度がつくられ、技術実施ユニットの中に定着する。
 - 4-1. UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを開発する。
 - 4-2. UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを実施する。
 - 4-3. UTI-PEDECが、PEDEC-Nacala推進に関わる人材を継続的に育成するための研修制度を確立する。

(6) 対象地域

ナカラ回廊地域（モザンビーク北部5州（カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンプラ州及びザンベジア州北部7郡）） 下図参照



(7) 関係官庁・機関

投資促進庁（APIEX）及びPEDEC-Nacalaのための技術実施ユニット（UTI-PEDEC）、セク

ター間委員会

3. 業務の目的

「ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、「4. 業務の範囲」に定める業務（活動）を実施することにより、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2019年12月23日に投資促進庁（APIEX）と締結したR/D（Record of Discussions）に基づき実施される「ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力開発プロジェクト」につき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うもの。

5. 実施方針及び留意事項

（1）事業の期分け及び中間レビュー

本プロジェクトの協力期間は、2020年5月から2025年5月までの約60ヶ月を予定している。本業務実施にあたっては、契約履行期間を2段階に分けて実施する。最初の2年間（24か月）を第1期、3年目以降を第2期とし、第1期終了前（開始後20か月後）に実施する中間レビューにて第1期の活動結果を評価した上で、第2期の体制や活動の見直しを行う。適切と考える期間及びTORとをプロポーザルにて提案すること。

期分け	期間	主な内容
第1期 （2年）	2020年5月～ 2022年5月	UTI-PEDEC/セクター間委員会の体制検討 PEDEC-Nacala実施促進活動の実施と、初期的なOJT
第2期 （3年）	2022年5月～ 2025年5月	UTI-PEDEC/セクター間委員会の体制見直し（第1期の結果を受けて再検討を行う） PEDEC-Nacalaの実施促進活動に係るOJTの本格化 他機関連携の強化

第1期の終了時点において、第2期の業務内容の変更の有無について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

（2）業務の対象とするセクター

本プロジェクトは運輸交通、物流、水資源、電力・エネルギー、人材育成、農業、製造業、民間投資促進、社会・環境管理といった関連するセクターを含むナカラ回廊地域開発戦略を実施するための調整、実施促進に係る体制整備並びに関係者の能力向上を行うものであり、特定のセクターや案件に特化して実施するものではない。従って、後述する様にF/S実施段階などではリソースの関係上セクター固有の議論が必要では有るが、常にマルチセクターによる地域の総合開発の視点を持ち業務に当たること。

（3）C/Pのオーナーシップの向上

本プロジェクトは、成果品となる体制案や活動計画書の策定やF/Sの実施、研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。PEDEC-Nacalaの計画期間は2030年までであり、本プロジェクト終了後に、C/P機関が自ら計画・調整機能を果たし、実施促進を行っていくことを目指すべきである。よって業務従事者は、モザンビーク国側関係機関の主

体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

PDMに記載されている項目は、日本人専門家のサポートを得つつ、モザンビーク国側が主体となって実施するべき事項であることに留意し、モザンビーク国側と日本人専門家側との役割分担の検討を行う。なお、APIEX、UTI-PEDEC等のC/Pにとって、技術協力プロジェクトは馴染みがないことから、上記取り組みにも関わらず本プロジェクトの活動へのC/Pの理解が得られない、或いは主体的な活動が見られない場合は、対応案を検討し、発注者に報告・相談をすること。

上記を原則としつつ、C/PであるUTI-PEDECの体制整備はこれから始まるものであり、職員のPEDEC-Nacala促進と調整の業務遂行能力は十分でないことを認識し、第1期においては、日本人の専門家が活動を主導しつつ、「やって見せる」段階とし、第2期においては、C/Pが、日本人専門家のサポートの下で実際の業務を担当することが想定される。

(4) モザンビーク国側プロジェクト実施体制及びキャパシティビルディングの対象

本プロジェクトの実施機関はAPIEXの下に省令により設立したUTI-PEDECで有り、これが中心となって構成されるプロジェクトの進捗管理を行うJoint Coordinating Committee (JCC)が設置済みである(R/D Implementation Structure参照)。APIEXの総裁がプロジェクトダイレクターでありかつJCCのチェアマンを務めることが合意されており、他のUTI-PEDEC職員もAPIEXの兼任である。OJTの対象はUTI-PEDECのメンバーを中心に行うが、APIEXがリソース供給や意思決定の点で重要な役割を担っていることも認識した上で、本業務を実施する。

またセクター間委員会における調整が、多数のセクターに渡るPEDEC-Nacalaの実施促進には不可欠であり、よってJCCにもセクター間委員会の構成機関が参加し、プロジェクトに係る意思決定に関与する形となっている。セクター間委員会はPEDEC-Nacalaの促進のための協議が中心であり、JCCは本プロジェクトの運営や重要な意思決定がアジェンダとなることが想定され、デマケーションは明確である一方、出席者は重なる部分が多いことから、効率的な開催を心掛けること(同日開催や会議日程を連動させるなど)。

セクター間委員会の構成機関(各省庁)の中で、PEDEC-Nacalaの実施意義や、優先プロジェクトの理解を促進することも実施促進のために重要であり、基本合意文書(R/D)の中で特定されたフォーカルパーソンの役割は大きい。こうした観点に立って、彼らに対する、技術的なキャパシティビルディングだけでなく、PEDEC-Nacalaの意義の説明能力強化など各省内におけるPEDEC-Nacalaの認知度や政策優先順位の向上のために工夫が必要である。

(5) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。事業開始時点での仮説である事業計画(PDM)は検証を通して、関係者の合意のもと必要に応じ柔軟に見直すこととする。業務従事者は、必要に応じてプロジェクトの方向性や具体的な活動、対応する専門家の投入等について適宜発注者に対する提案を行い、発注者は、基本合意文書や契約の変更等、必要な措置を講じる。

具体的に本プロジェクトでは、成果1の関連活動においてUTI-PEDECの体制と活動

の見直しを、成果4で研修テーマの設定を行うが、プロジェクトの活動内容や、投入方針について柔軟な対応と発注者とのタイムリーな相談を心掛けること。

(6) 専門家の投入に関する留意事項

長期に渡り定期的にプロジェクトの遂行に携わる専門家（主要専門家）の他に、セクターや特定の活動に特化したテーマ別専門家の配置を想定している。後者は実施促進に係る活動（成果2関連の活動）及び、研修関連活動（成果4関連の活動）に必要な時期に不定期に投入される。

また、成果2の活動2-3として実施するF/S対象として、PEDEC-Nacalaの全セクターをカバーすることは、UTI-PEDECのリソースと職員の現在のキャパシティからも現実的では無く、最大で2-3件の実施が限度と考えられる。従って、F/S活動の支援の際は、テーマ別専門家は満遍なく平均的に配置するのではなく、選択されたF/S対象セクターの専門家を集中的に投入する。主要専門家である業務主任/回廊地域開発、インフラ開発はセクター横断的な観点から、こうしたテーマ別専門家の活動を指導し、セクター間の調整を行うことが期待される。

以下は対象となる専門家と、関連する活動における役割や投入の想定であるが、より効率的な投入方法や専門家活用の方法について、プロポーザルにて提案すること。

テーマ別専門家タイプ	想定される活動内容と投入
セクター専門家 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通・物流 ● 土地利用・環境 ● 水資源・給水 ● 電力 ● 経済特別区・工業団地 ● その他 (e.g. 中小企業、農業など) 	(2-3 : F/Sの実施) 選定されたF/S実施案件を担当する専門家に絞って、数回の現地渡航により、F/Sを実施（或いは実施監理）する。 (4-1 : 研修プログラムの開発) 各専門家が短期で現地入りし、PEDEC-Nacalaの進捗状況や研修ニーズを踏まえ、テーマ毎に研修プログラムと研修コンテンツを検討する。 (4-2 : 研修プログラムの実施) 各専門家が短期で現地入りし、研修プログラムを実施する。成果2と成果4の活動は連動するものとし、なるべく1トリップで双方の業務が網羅されるような業務・渡航計画となるよう工夫すること。
その他専門家 <ul style="list-style-type: none"> ● 土地取得・社会経済統計 ● GIS 	(4-2 : 研修プログラムの実施) 各専門家が短期で現地入りし、研修プログラムを実施する。成果2と成果4の活動は連動するものとし、なるべく1トリップで双方の業務が網羅されるような業務・渡航計画となるよう工夫すること。

(7) モザンビーク国内の予算・計画との連動を図る

モザンビーク国の開発予算は、3年の中期計画と年度予算に登録されるためには、経済財務省(MEF)からスクリーニングを受けることから、中期計画と年度予算策定のプロセスと、セクター間委員会での議論の時期を可能な限り連動させる様にUTI-PEDECやセクター間委員会の具体的活動を計画する必要がある。MEFの局長級や担当者がセクター間委員会に参加し、セクター間委員会での調整状況を把握することで、MEF内のスクリーニングプロセスの中で、優先度が高まることが期待される。また2019年11月に実施した詳細計画策定調査においてMEFの局長級をセクター間委員会の共同議長とする案が議論され、MEF内での検討事項となった。この点を本業務の中で再度確認しつつ業務をすすめることが求められる。

加えて、モザンビーク国の予算策定プロセスにおいては、まず各ライン省庁において所掌する各セクターの優先案件の取り纏めを行い、同優先案件リストを各省庁から

MEFに提出し、上記のスクリーニングを受ける。現在では州政府予算は、同ライン省庁の優先案件リストにセクター毎に分かれて予算要求されることとなっており、地域レベルでの案件ごとの連関などが十分に図れていない可能性が有る。セクター間委員会の運営においては、上記の観点から各ライン省庁内での予算策定プロセスにも考慮してセクター間委員会の運営を検討する必要が有る。

(8) 各成果・活動の連携を確実に行う。

今回の成果の柱はそれぞれに確実に指標を達するべく重要なものであると共に、それぞれに関連性が強いことを日本側、モザンビーク側ともこれを認識して、人員のアサイン、実施促進、OJTがなされる必要がある。成果毎の活動が連動して相乗効果を生む様な意識の醸成が重要である。具体的には以下の関係を意識する。

- 成果2と3は優先プロジェクトの選定から、F/Sの実施、資金調達までの一連のプロジェクト実施業務のOJTを構成する。
- 成果4は研修体制を構築していくものである。成果2と3に対して、OJTトレーニングマニュアルを提供すると共に、成果2と3から出た課題や気づきをOJTマニュアル、Off-JTのマニュアルにフィードバックする。セクター間委員会のメンバー機関に対しての技術指導マニュアルも成果2と3をUTI-PEDEC内で実施した経験を、成果4にて研修の形式にまとめる流れとなる。
- 成果1は成果2～4の一連の活動を計画し、実施される中で見つかる問題点を集約して、それを改善する(UTI-PEDECとセクター間委員会の)PDCA(Plan, Do, Check and Action)サイクルの始点であり終点である。

(9) APIEXの組織運営実態への配慮

上述した通り、UTI-PEDECのメンバーはAPIEXの業務と兼務である。PEDEC-Nacalaの実施促進を担い、OJTの効果が高い人材は、APIEX全体で見ても限られた人数であると考えられるので、兼務で対応する可能性が高い。通常業務に本プロジェクトが単純に追加される様な形だとOJTへの参加が低調になりがちで、キャパシティビルディングの効果が限定的になる可能性がある。プロジェクト開始後の初期段階で、APIEXの運営実態を個人レベルでよく観察し、無理なく、可能であればAPIEXで担当する本業とも関連性が有る、或いは本業の業務効率や効果が向上することが可能となる様に、OJT計画を策定する必要がある。

(10) PEDEC-Nacalaの認知度向上

PEDEC-Nacalaの認知度向上のために、広報・プロモーションを活動2-4として設定したが、認知度向上や、政策上のPEDECの優先度向上と言う点では、商工省(MIC)も含め中央省庁への働きかけも重要な課題である。

セクター間委員会のフォーカルも含め中央省庁の関係者は、ナカラ回廊地域の重要性や、PEDEC-Nacalaの名前は良く知っているが、それだけで政策上の優先順位が上がるわけでは無い。実際のプロジェクトの進捗がタイムリーに把握され、セクター間の連携の重要性が意識されて初めて、本当の意味で認知度が向上したと言える。また、セクター間委員会のフォーカルにとどまらず、各省内でこの認識が浸透する必要が有る。この点を意識してセクター間委員会の組織や運営を検討する必要が有る。

(11) 他ドナー・関係機関との連携可能性

次のドナーや関係機関の活動とは、ナカラ回廊地域の各セクターにおける連携可能

性が十分に認められ、相乗効果が期待できる。活動1-4の業務内容に従って、連携を模索すること。

他ドナー・関係機関 (プロジェクト名)	概要	連携可能性
世界銀行 Nacala Corridor Regional Trade Project	<ul style="list-style-type: none"> ● ナカラ回廊地域における地域の貿易活動を促進することで、同地域の貧困削減を狙う。 ● ①通関への ICT 導入や、②地域調整機関への支援（域内での調整機能の促進）③農産品のバリューチェーン強化、④道路敷設の4つのコンポーネントから構成。 ● 全体で総額 225.5 百万ドル（約 250 億円相当）の事業規模。2020 年 12 月の世銀の Board での承認を目指している。 ● CP は地域レベル（Tripartite Corridor Conference）、国家レベル（Corridor Committee）、Province レベルの3層構造を想定。モザンビーク側の Secretariat はナンプラに事務所機能を有する APIEX が務めることで無用に体制構築することを防げるとの考え。 	<p>情報交換を定期的に行い、互いのプロジェクトの効果を高めるべく、優先プロジェクトの案件の調整がなされることが期待される。</p>
モザンビーク、マラウイ、ザンビア3か国によるTripartite Corridor Conference	<ul style="list-style-type: none"> ● 物流インフラを中心としたナカラ回廊促進を目指すもの。よってモザンビーク国内では運輸通信省（MTC）がリードする。 ● 過去の同会議では APIEX からは出席していない。上記の世銀プロジェクトにおいても同会合の枠組みを活用する予定である。 	<p>内陸の2か国との協議状況や、それを踏まえてMTCが優先と考える案件の共有と、モザンビーク国内での調整（MTCとAPIEX他）を、セクター間委員会で実施する。</p>
CTA(モザンビーク国経団連)のビジネスプラットフォーム	<p>CTAによればナカラ回廊地域の市場規模と各種のポテンシャルを考えれば、今後民間の進出をより推し進めたいという意向。加盟企業の参加するプラットフォームを多く有する。</p>	<p>プラットフォーム中でナカラ回廊の優先案件の実施状況を共有し、民間事業者からフィードバックを受けつつ、民間事業者のナカラ回廊進出、事業拡大を推し進めることが考えられる。</p> <p>一方で、セクター間委員会に、CTAや民間の代表を招聘し、ナカラ回廊地域における官側への期待や、官民連携の議論を喚起するなど</p>

(12) UTI-PEDECの位置づけ

UTI-PEDECの位置づけは2018年1月商工省令に記述されている通り、あくまでもセクター間での調整或いは、各セクター委員会機関に対して技術的な支援を行うことでPEDEC-Nacalaの実施を促進するものである。本活動にF/Sや資金調達といった、関連するキャパシティビルディングを含めているのは、そうした活動に各セクター間委員会機関を巻き込んで、UTI-PEDECがリーダーシップを発揮しつつ、関連セクター全体として実施促進を行うことが重要であるということと、各機関に対する技術支援を行う上での、ベースの能力を備えてもらう意図が有る。本来他の省庁が行うべき業務をUTI-PEDECが支援することが目的であり、これをUTI-PEDECが侵食することにより、各セクター省庁から反発が起き、PEDEC-Nacalaの実施が停滞する様な事態を避ける様に留意すること。

(13) 既往案件の成果の活用

機構は、APIEX向けの既往案件として「投資促進・円滑化能力強化プロジェクト」を2016年2月から2020年4月までの予定で実施中であり、この成果の活用を可能な限り検討すること。具体的には、以下の成果の活用が考えられるが、プロポーザルの中で提案すること。

- ・同プロジェクトにおいては、投資手続きガイド、ビジネスライセンスガイド、法制度紹介といった投資促進のためのガイドライン整備を行った。これらをPEDEC-Nacalaのセミナーなどでナカラ回廊でのビジネス進出、拡大を狙う企業に向けて発信する。
- ・APIEXの投資促進に係るウェブサイト作成を支援した。これにナカラ回廊の紹介をコンテンツとして加えていくことが考えられる。

6. 業務の内容

【成果1関連】PEDEC-Nacalaの実施を促進し調整するためのUTI-PEDEC、及びセクター間委員会の体制が制度的に設立され強化される。

(活動1-1) UTI-PEDECの体制強化(要員計画を含む)を計画し実施する。

- ① 本プロジェクトを実施するに当たり、必要な体制を検討し、UTI-PEDEC、APIEX、商工省を含めた関係機関へ提案し、協議を行う。商工省令に規定されるUTI-PEDECの有るべき機能、本プロジェクトの基本合意文書(R/D)を参考に、具体的な活動計画を策定し、その活動を支える要員を積み上げる。

(活動1-2) UTI-PEDECの運営予算を確保する。

- ② 活動1-1の結果によるUTI-PEDECの体制と活動の案をベースに、会議開催費、出張旅費、印刷等、運営予算を算定する。その際、本プロジェクトの基本合意文書(R/D)上の両国負担事項に配慮する。C/Pがモザンビーク政府内予算を確保する活動を支援する。

(活動1-3) セクター間委員会を設立し継続的に開催する。

- ③ 商工省令をベースにセクター間委員会の運営体制及び、開催頻度を含めた、本プロジェクトのPEDE促進活動と連携した運営計画を、UTI-PEDEC、APIEX、商工省を含めた関係機関へ提案し、協議を行う。その際、必要に応じてメンバーの変更・追加も合わせて提案する。
- ④ 商工省令及び本プロジェクトの基本合意文書(R/D)をベースに、開催時期を検討すると共に、UTI-PEDECを通じてセクター間委員会メンバー機関

に対して周知する。

- ⑤ UTI-PEDEC によるセクター間委員会開催の支援を行う。具体的な会議次第の設定および、プレゼンテーションの作成を支援し、セクター間委員会の議論と意思決定の質の向上を図る。その際、他の成果の活動の進捗報告や、結果の共有を積極的に実施する。（例えば、優先プロジェクトの再選定と FS 実施対象を議論するなど。）

（活動 1－4）PEDEC-Nacala 実施に関わる他の調整機関との協働をする。

- ⑥ 5. 実施方針及び留意事項（8）に記載のドナーや関係機関を中心に情報交換を行い、可能な限りそれら機関の活動を考慮に入れて、本プロジェクトの PEDEC-Nacala の実施促進を図る。また、適切な機会があれば、他の機関が実施するセミナーやフォーラムで本プロジェクトの進捗状況や、連携可能性についてのプレゼンテーションを行い、連携促進を図る。また積極的にモザンビーク国内で情報収集を図り、他に PEDEC-Nacala 実施促進に関し重要な機関があれば、連携の方策を検討する。
- ⑦ PEDEC-Nacala 促進の観点から他の調整機関に対して、プロジェクトの実施を含めた具体的な調整活動を展開する。

なお、①から④の活動は、第 1 期のみならず、中間レビューにおいて第 1 期活動を評価した上で、第 2 期において再度実施する。⑤は第 1 期、第 2 期を通じてセクター間委員会開催の都度適宜実施する。⑥は本プロジェクト実施期間を通じて、⑦は、⑥に加えて、第 2 期での実施を想定する。

【成果 2 関連】実施のための活動を通じて PEDEC-Nacala のための UTI-PEDEC、及びセクター間委員会の調整及び促進能力が向上する。

（活動 2－1）PEDEC-Nacala のレビューと必要に応じてアップデートをする。

- ① PEDEC-Nacala のロジック、主要なコンセプト、提案プロジェクト等について理解を共有する。今までのセクター間委員会で UTI-PEDEC が行ってきた説明を皮切りに協議する
- ② PEDEC-Nacala で提案された優先プロジェクトの進捗を確認する
- ③ PEDEC-Nacala が対象とする関連分野の最新の状況に関する情報の収集と分析を通して、現況を把握する
- ④ セクター間委員会も活用し、PEDEC-Nacala の優先プロジェクトに含まれていないが、各委員会機関や州政府が重要視している案件の抽出を行う。

（活動 2－2）優先プロジェクトをレビューし選定する。

- ⑤ 上記活動 2－1 に基づき、必要に応じて優先プロジェクトの見直しを行う
- ⑥ 優先プロジェクトについて、目的、背景、内容、受益者、コスト等を示すプロジェクトプロファイルを作成する
- ⑦ 続く活動 2－3 において実施する F/S 活動の対象優先プロジェクトを提案し、UTI-PEDEC、セクター間委員会で協議し、意思決定を支援する。

（活動 2－3）F/S（Feasibility Study、実行可能性調査）を実施または監理する。

- ⑧ 選定された案件に関連するセクターのセクター間委員会機関のキャパシティと意向を踏まえて、F/S の遂行のための協働体制を提案する
- ⑨ F/S を実施する。または、現地か南アフリカ共和国等の隣国で適切な再委託先があれば、再委託し、F/S の実施監理を行う。

（活動 2－4）PEDEC-Nacala のプレゼンスを高めるような広報及び促進活動をする。

- ⑩ セクター間委員会の開催と合わせて広報を行う。案件開始時から3か月ごとにニューズレターを発信する。

(活動2-5) 各プロジェクトの進捗と対象地における社会・経済指標を概観するモニタリングを継続的に実施する。

- ⑪ ナカラ回廊地域の社会経済状況をモニターする。SDGsのモニタリングなど既存の試みがあればその成果を活用することで効率的に行う。
- ⑫ ⑪の結果をセクター間委員会などで関係機関に共有し、PEDEC-Nacalaの促進のために重要なセクターや優先プロジェクトの選定の議論に役立てる。その進捗状況を広く公開するために、主要なモニタリングの指標を提案し、GISを活用し、進捗状況が視覚的に見えやすい形として取りまとめる。効果的かつ効率的な方法についてプロポーザルにおいて提案すること。なお、GISについては現地再委託作業等の対応も認める。

なお、①から⑨の活動は、第1期を通じ、C/Pを巻き込みつつ、日本人の主導により実施する。更に第2期においては同様の活動を、可能な限りモザンビーク主導で実施する。⑩と⑪は第1期、第2期を通じて都度実施する。

【成果3関連】PEDEC-Nacalaの実施を促進するため、実現可能な資金調達メカニズムが明らかになる。

(活動3-1) 開発戦略の実施のための個別案件に対しての資金源に係る調査を実施する。

- ① 国際金融機関、二国間ドナーなどの公的金融支援機関及びBOT、PPPなどによる民間セクターからの資金調達方法、融資条件と最新の動向について情報を集め、優先プロジェクト、特に成果2、活動2-3において選定されたF/S対象案件の実施に適した資金調達方法を選定する。

(活動3-2) 個別案件に対しての資金調達に係る提案書の作成とともに資金調達の活動を行い、資金源を特定する。

- ② 個別案件の資金調達のための提案書を作成し、資金の調達先への提案や、交渉等の活動を行い資金源を確保する。

(活動3-3) 資金調達メカニズムに係る提案書を作成する。

- ③ アフリカの開発資金の動向等を調査の上で、PEDEC-Nacalaのための資金調達を円滑化する制度や政策をUTI-PEDECを通じて、セクター間委員会に提案、協議し、モザンビーク政府内で検討、承認がなされる様に働きかける。

なお、①及び②の活動は、第1期を通じ、C/Pを巻き込みつつ、日本人の主導により実施する。更に第2期においては同様の活動を、可能な限りモザンビーク主導で実施する。③の業務は第2期において実施する。

【成果4関連】調整機能強化のための人材育成研修制度がつくられ、技術実施ユニットの中に定着する。

(活動4-1) UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを開発する。

- ① UTI-PEDEC 及びセクター間委員会メンバー（中央及び州）と協議し研修のテーマを選定する
- ② 研修対象者を定める。UTI-PEDEC メンバー、セクター間委員会のメンバーを想

定する。地方分権とオーナーシップ重視の観点から、州フォーカルポイントの能力向上も重視する

- ③ テーマ別に研修の内容、開催日時を決める
- ④ 研修テーマに沿った研修のコンテンツと研修実施要領、研修マニュアルを策定する。
- ⑤ 技術的なテーマは日本人専門家（セクター別専門家を想定）が行い、GIS、組織活性化、土地権利、教育・人材育成等の分野は現地リソースを想定する。場合によっては南ア等の第三国のリソースも考慮する

（活動4-2）UTI-PEDEC、及びセクター間委員会のメンバーを対象とした研修プログラムを実施する。

- ⑥ 計画に従って研修を実施する

4-1、4-2で対象とする内容は以下の通りで、それぞれ1週間の研修を最大で3~4回程度実施することを想定（習熟度を高めるための繰り返しと、UTI-PEDECを講師とすることも想定）しているが、その他有効と考えられる研修テーマ、内容、期間についてはプロポーザルにおいて提案すること。

＜UTI-PEDECとセクター間委員会メンバーを対象とした共通テーマ＞

- ・優先プロジェクトの絞り込み、
- ・F/S実施における計画策定・実施監理
- ・事業モニタリング

＜UTI-PEDECの担当者に対する個別テーマ＞

- ・インフラ分野ごとの主要概念（例：需要予測の手法、対応策の代替案、施設計画規模の決定方法、コスト算出の考え方等）
- ・農業振興方策
- ・中小企業振興
- ・FDI (Foreign Direct Investment) 促進

（活動4-3）UTI-PEDECが、PEDEC-Nacala推進に関わる人材を継続的に育成するための研修制度を確立する。

- ⑦ 活動4-1、4-2による研修プログラムの実施の評価を行い、UTI-PEDEC内及び、セクター間委員会の構成機関等に対して必要かつ有効なコンテンツ、研修の手法を整理の上、APIEXの内部研修制度の提案として取りまとめる

なお、①から⑤の活動は、第1期に先ず実施し、更に第2期においては第1期の活動とパフォーマンスを評価し、改めて実施して、研修プログラムの見直しを図る。⑥は①から⑤の活動成果である研修プログラムに従い、第1期から第2期に掛けて、逐次実施する。⑦は第1期において研修プログラムの実施を踏まえ、研修制度の確立を図る。また第2期でも、研修等の状況を踏まえ研修制度の見直しを行う。

【全活動共通】

（1）関係者間会議（JCCを含む。）の開催

多様な関係者とプロジェクトの進捗に係る情報を共有し、必要な意思決定を実施するため、業務従事者は、プロジェクトのJCCを含む関係者間会議の定期的な開催を補佐（資料（英文）準備、会場手配等）する。具体的な会議の種類、想定参加人数、回数は以下の通り

- 合同調整委員会（JCC）：5回（年一回）、参加者名約20名

(2) 本邦研修及び第三国研修の実施

- 2021年、2022年にそれぞれ1回ずつ、8～12名、2週間程度の関係機関の職員を対象とした本邦研修或いは第三国研修を実施することを想定している。
- 本邦研修のテーマは回廊地域開発、及びそれに付随する分野（物流インフラ、産業振興等）を想定している。
- テーマ、時期、研修国、プログラムに改善提案等があればプロポーザルにて提案すること。
- 業務従事者は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務のうち、「研修実施」のみを行うこととする。なお、「研修実施」に係る必要経費を本見積に含めること。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における中間成果品は、ワーク・プラン及びMonitoring Sheet、最終報告書は業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力資料を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	業務締結後から10日以内	和文：2部 電子データ
ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：3部 電子データ
研修計画書	研修実施予定日から3か月前	電子データ
Monitoring Sheet	案件着手時（1か月以内）その後6か月毎	英文2部 電子データ
プロジェクト業務完了報告書 (第1期)	第1期 契約終了時	英文：10部 和文：3部 CD-R：英和それぞれ3枚

注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「Monitoring Sheet “Ver.1”」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にC/P機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 「Monitoring Sheet」について、C/P機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。

注4. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサ

ルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと業務従事者で協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト完了報告書記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) その他必要事項

添付資料(和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM(最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ④ 研修員受入れ実績
- ⑥JCC議事録等
- ⑦供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- ⑧その他活動実績

(2) 技術協力作成資料等

業務従事者は以下の資料を作成し機構に対し提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト完了報告書に添付して提出することとする。(いずれも英文のみで可)

ア) 【成果1】関連

- a) UTI-PEDEC活動計画書、
- b) UTI-PEDEC・セクター間委員会体制強化のための提案書
- c) セクター間委員会運営要領

イ) 【成果2】関連

- a) 優先プロジェクト見直し含むPEDEC-Nacalaのアップデート

- b) F/Sレポート
- c) 広報資料
- d) モニタリングレポート（優先プロジェクト、セクター概況）
- ウ) 【成果3】関連
 - a) 資金リソースに掛かる調査報告書
 - b) 各種資金調達先に対する提案文書
 - c) 資金調達メカニズムに係る調査報告書及び提案書
- エ) 【成果4】関連
 - a) 研修プログラム及びテキスト等のコンテンツ
 - b) 研修マニュアル（研修実施者向け）

(3) コンサルタント業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真、動画（必要に応じ）

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務に係る全体工程は、2020年5月中旬より業務を開始し、2025年5月までを予定している。このうち第1期は2020年5月に開始し、2022年5月（24か月後）の終了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- （国内） 第1期：約3M/M、 第2期：約3M/M、
- （海外） 第1期：約31M/M、 第2期：約29M/M、
- （全体） 約66M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切なコンサルタント専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

主要専門家（定期）

- （ア） 業務主任/回廊地域開発（2号）
- （イ） インフラ開発（3号）
- （ウ） 資金調達
- （エ） 研修/能力開発（3号）
- （オ） データベース/モニタリング
- （カ） コミュニケーション/プロモーション

テーマ別専門家（不定期）

- （ア） 交通・物流
- （イ） 土地利用・環境
- （ウ） 水資源・給水
- （エ） 電力
- （オ） 経済特別区・工業団地
- （カ） 土地取得・社会経済統計
- （キ） GIS
- （ク） その他 s (e.g. 中小企業、農業など)

3. 対象国の便宜供与

- C/Pの配置
 - ・ プロジェクトダイレクター（APIEX 総裁）
 - ・ プロジェクトマネージャー（UTI-PEDEC コーディネーター）
 - ・ UTI-PEDEC の職員 10 名

4. 配布資料／参考資料

【配布資料】

本紙と一緒に以下の資料を配布します。

- 詳細計画策定結果
- 詳細計画策定調査報告書
- 要請書（写）
- 基本合意文書（R/D）
- 事前評価表

本業務に関する以下の情報がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト最終報告書 PEDEC-Nacala
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1102801/reports.html>
- ナカラ回廊開発促進支援【有償勘定技術支援】ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12304523.pdf

5. 現地再委託

現地再委託又は国内再委託を実施することが適切と考えられる業務について、再委託を認める。想定される再委託は、第2「5. 業務の内容 活動2-3 F/Sの実施・監理」、「4-1 研修プログラムの開発」及び「4-2 研修プログラムの実施」の一部であるが、プロポーザルの中で提案すること（本見積）。プロポーザルでは、可能な範囲で、当該業務について必要と判断する理由並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案し、本見積にて計上すること。

6. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（３）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上